



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 三櫻工業株式会社
代 表 者 取締役社長 篠原 利幸
(コード番号：6584 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 田村 豊
グローバル管理本部長
(TEL.03-5793-8411)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業理念に基づき社会的責任への取組を明確にした三桜グループ行動憲章・行動規範及び諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- (2) 取締役会は、法令および定款に従い、取締役会への報告基準、付議基準を定め、業務執行を決定する。
- (3) 代表取締役は、取締役会の決議事項の業務執行、取締役会および社内規則により委任された事項についての決定並びに業務執行を行う。
- (4) 代表取締役および取締役は、職務執行に関し取締役会に報告し相互に監視を行う。
- (5) 監査役は、取締役の職務執行に関し社内規則に基づき監査を行う。
- (6) 意思決定において、社内スタッフおよび外部専門家の意見聴取を徹底し、判断に関する合理性、適法性を確保する。
- (7) 当社および当社グループ各社の役員、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、IT を活用したモニタリングおよび社内法務スタッフおよび外部専門家の意見聴取の徹底を通じてコンプライアンスの浸透を行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る以下の文書およびその他の重要な情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存および管理に関する規程に基づき保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ①株主総会議事録および関連資料
- ②取締役会議事録および関連資料
- ③その他の重要な会議の議事録および関連資料
- ④取締役を決定者とする決定書類および関連書類
- ⑤その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会およびその他の重要な会議に、当社および当社グループ会社の代表取締役および各業務担当取締役、執行役員、経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- (2) 当社および当社グループ会社において危機が発生した場合は、全社対策本部および現地対策本部を設置し、相互に連携して対応する。
- (3) 諸リスクへの対応については、当社および当社グループ会社の所管部門において規程の制定、教育の実施等の体制整備を推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は、独立社外取締役とする。
- (2) 取締役会において、選任された執行役員が取締役会にて定められた担当職務を遂行する執行役員制

度により、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化がされており、取締役会は経営戦略の決定および取締役並びに執行役員の業務執行の監督を行っている。

- (3) 代表取締役および各業務担当取締役・執行役員の業務の執行に関し、取締役会は IT を活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために、三桜グループ行動憲章・行動規範および諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築し、グループ規程類の整備をする。
- (2) 代表取締役、取締役および執行役員は、それぞれの職務分掌に従い当該グループ会社の取締役および使用人等の職務の執行状況、経営状況等について IT を活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行い、当該グループ会社の取締役および使用人等に指導を行う。
- (3) 当社グループ会社の取締役および使用人等の業務執行に関し、IT を活用し効率的な業務遂行に取り組んでおり、これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査業務を兼任するスタッフを置くものとする。
- (2) 当該使用人は、取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、監査役の指揮命令下に置くものとする。
- (3) 当該使用人の人事・異動・評価等については監査役と協議し同意を得たうえで行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役、取締役、執行役員および使用人は、取締役会等その他重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ① 当社および当社グループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ② 当社および当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ③ その他上記①、②に準じる事項
- (2) 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人は、監査役が当社および当社グループの事業および財産の状況に関する報告を求めた場合、または調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
- (3) 監査役に報告を行った者が、当該報告を理由とし不利益な扱いを受けないことを確保する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に掛かる方針、その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用や債務について年度計画に基づく予算を設定する。
- (2) 監査役会は、監査役会規則、監査基準を定め、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、IT を活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人に報告を求めるとともに、意見および情報の交換を行う。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「三桜グループ行動憲章・行動規範」において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で対応する方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、業務部を対応窓口として、警察などの外部専門機関と緊密な連携をとり、毅然とした態度で対応する。

以上